

東金市告示第8号

市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

平成17年2月15日

東金市長 志賀 直温

変 更 調 書

新		旧		地 番
大字	字	大字	字	
東中島	保食	下谷	新畑	322の2に隣接する水路である国有地の全部
	高砂古		南新免	338の2 338の3
			新免	388の2の内
	旭		吉山	594の1の内～594の3の内 595の1の内 596の1の内 596の2の内 597の内 598の1の内 598の2の内 599の1の内 599の2の内 600の内 601の1の内
		砂古瀬	後	295の内 296の内 339の内 340の内 341の1の内 342 525の4の内 526の4の内
	曙			338の内 339の内
下谷	新畑	東中島	保食	255の1の内 256の内 257の内 281の3の内 282の1の内～282の4の内 283の1の内 283の2の内
			高砂古	284の1の内 284の2の内 284の3 285の1の内 286の1 287 288の1 288の2
	新免		千代田	1の1の内 2の1の内 3の内 17の内 18の内 19の1の内 32の1の内 33の1 34の内
		砂古瀬	後	295の内 296の内
	大関		西之宮	287、288の1、288の2、289、290の地先の道路である国有地の全部 286の1、286の2に隣接する道路である国有地の全部
	玄番野	西中	大門	1の1の内 2の1の内 3の1の内 4の1の内 5の1の内 6の1の内
五反六畝		広田	37の内 38～41 42の1 42の2 43の1 43の2 44の1 44の2 45の1～45の5 46の1の内 46の2の	

			内	
			下ノ台	58の5 59の5 62の4 72の2 58の2、58の3、59の3、59の4、62の1、62の2、63、71の1、71の9に隣接する道路である国有地の全部 58の3の地先の道路である国有地の全部 65の1～65の3に隣接する道路、水路である国有地の全部
			下原	79の4 79の3、79の16に隣接する道路、水路である国有地の全部
	大関		大関	1,091の内 1,092の1 1,092の4の内 1,093
		依古島	南割	90の2 91の2 93の2 94の2 148の内 149 150
			後場	168の地先の道路である国有地の全部
西中	大門	下谷	五反六畝	488の内 495の1～495の3 496の1 496の2 497の1 497の2 498 499の1 499の2 500
			玄番野	452の2 501 502の1の内 507の内～510の内 520の2の内 521の1～521の3
砂古瀬	後	東中島	旭	65の1の内 68の1の内 68の2の内
			曙	94 95の1～95の3 96の1～96の3 97の3 97の5 97の1の地先の水路である国有地の一部
		下谷	砂古瀬後	591の4 591の6 592の4 593の3の内
			吉山	字砂古瀬後593の3に隣接する道路である国有地の全部
	西之宮		砂古瀬後	593の3の内 594の4 595の2 596の3 599の3 601の3 602の3
			吉山	字砂古瀬後593の3、594の4、596の

				3、599の3、601の3、602の3に隣接する道路である国有地の全部
依古島	南割		大関	632の内 633の内
東中島	千代田	東中島	旭	53の1の内 80の内
			曙	81の内
	旭		千代田 29の1 30の1 31の1 31の2 32の1の内 34の内 35	
	曙		旭 68の1の内 68の2の内 69の2 70の1の内 76の内～80の内	
	舞鶴		曙 97の2 98の3 99の2 100の2 101の2 102の2 106の2 107の2 108の2 109の1の内 109の2の内	
	経塚		舞鶴 123の5 126の2 127の3 127の4 128の1の内 128の2の内 133の内 135の内～139の内	
	南山		南山 201、202に隣接する道路、水路である国有地の全部	
南山	保食		経塚	189の内 190の内 191の1の内 192の内 193の2の内 194の内
			南山	195の1の内 195の2の内 229の5の内 230の2
			千代田	1の1の内 1の2 2の1の内 2の2 4の1の内 4の2 5の1の内 5の2 6の1の内 6の2 7の1の内 7の2 8の1の内 8の2
高砂古			曙	81の内 109の1の内 109の2の内
			舞鶴	110の内 111の内 139の内
			経塚	140の1の内
			保食	272の内～274の内 276の内～279の内 280の1の内 281の1の内～281の3の内 283の1の内 283の2の内
下谷	新免	下谷	下入地	297の4、297の3、300の1、300

				の2、371の1に隣接する道路、水路である 国有地の全部
			南新免	342の2 343の3 344の3 344 の4
			下之台	289、358、359の1に隣接する水路で ある国有地の全部 289の地先の水路である国有地の全部 347の1、347の2、357の地先の水路 である国有地の一部
			五反六畝	445の内 436の1の内
			玄番野	576の2の地先の道路である国有地の全部
			吉山	591の1～591の3 592の1 593 の1 593の2 594の1の内
	五反六畝		玄番野	522、542、543の1、563の2、56 4の1、564の2、576の2に隣接する道路 である国有地の全部 522、542、543の1、563の2、56 4の2の地先の道路である国有地の全部
	玄番野		南沼	605の2の内 608の2の内 609の5 の内 609の6の内 610の3の内 61 1の4の内
			中沼	617の3の内 618の3の内 630の3 の内 635の3の内
			大関	645の3の内 646の3の内 662の3 の内 663の2の内 665の3の内
	吉山		玄番野	571の1の内 576の2の内 571の1～571の4、572の1、572 の2、573の1、573の2、574、57 5の1、575の2、576の1、576の2 の地先の水路である国有地の一部
西中	大門	西中	広田	28の1 28の2 29 30 31の1 31の2 32の1 32の2 33～36 37の内 46の1の内 46の2の内 47 の1 47の2 48 49の1 49の2

			50の1～50の3 51の1 51の2 52の1 52の2 53の1 53の2 54の1～54の3 55の1～55の4 56の1 56の3～56の6
		下原	79の15、80の10 82の17～82の19 79の16に隣接する道路、水路である国有地の全部 85、86の1、86の2、87の2、87の3、88の1、88の2に隣接する道路、水路である国有地の全部
		石神	785の1の内 785の2 786の1の内 786の2 806の1の内 806の2
		馬場先	807の1の内 807の2 835の1の内 835の2の内 836の1の内 836の2の内 869の1の内 869の2 835の2、836の2の地先の道路、水路である国有地の全部
		大関	1,020の1の内 1,020の2 1,021の1の内 1,021の2 1,022の1の内 1,022の2 1,088の1の内 1,088の2 1,089の1の内 1,089の2 1,020の2、1,022の2、1,088の2の地先の道路、水路である国有地の全部
石神		女道	751の内 770の1の内 770の2の内
馬場先			770の2の内
		石神	796の内～805の内 806の1の内
		立割	882の内 883の内 912の内 913の内
立割		女道	770の2の内 763、766～769、770の2に隣接する水路である国有地の全部
大関		馬場先	852の2の内 853の内～855の内 8

				57の内 858の内 860の内 861の内 864の内 865の内 867の2の内 868の内 869の1の内
			立割	913の内 913～916、917の1に隣接する水路で ある国有地の全部
			依古島後	949～954 955の1 956の1 996、997の1、998の1、998の2 、998の4の地先の水路である国有地の全部
砂古瀬	後	砂古瀬	貉穴	436の3 437の2 438の2 439 の2 440 441の2 442の3 44 3の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成15年6月26日現在の土地登記簿謄本によるものである。